

○大隅肝属広域事務組合議会傍聴規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合議会規則第2号

肝属地区一般廃棄物処理組合議会傍聴規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合議会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その氏名、年齢及び団体の名称並びに傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者及び組合職員で、議長から傍聴証（章）の交付を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

（傍聴証（章）の交付及び返還）

第4条 傍聴証（章）は会期ごとに交付する。

2 傍聴証（章）の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは返還しなければならない。

（傍聴人の制限）

第5条 傍聴席に余裕がなくなったとき、及び議長が必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

（議場への入場禁止）

第6条 傍聴人は議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合

は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。